

第25期第27回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和7年10月14日(火)午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎7階 防災センター
- 3 出席委員 篠貞夫、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、洒井利博、櫻井祐次、
篠田政巳、荘埜晃一、橋本良子、宮部光夫、渡邊仁 計11名
- 4 欠席委員 相原和彦、神田靖仁、田中聖晃、保戸塚武彦 計4名
- 5 議 案 (1) 特定農地貸付けの承認について (第1号)
(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
(第2～3号)
(3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明について (第4～8号)
- 6 報 告 (1) 東京都都市計画生産緑地地区の変更について
(2) 特定農地貸付けに係る変更について
(3) 練馬区農業委員会後援名義等使用承認について
(4) 生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑
地のあっせんについて
(5) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 そ の 他

尾崎賀一 会長 皆様、おはようございます。第25期第27回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員数は11名、欠席委員数は4名、欠席の届け出のあった委員は相原和彦委員、神田靖仁委員、田中聖晃委員、保戸塚武彦委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

	今回の署名人は、篠田政巳委員と荘埜晃一委員にお願いします。 それでは、議案の審議に入ります。 総会資料 2 ページ、議案第 1 号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号「特定農地貸付けの承認について」です。 令和 7 年 9 月 19 日付けで標記の申請があり、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に定める要件に該当することを確認したため、下記のとおり承認する。本件は、練馬区が区民農園を新設することに伴う申請です。 【申請者、所有者、地番・地積等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎 賀一 会長	事務局から説明を受けました。質問等ございましたらお願いします。 (発言なし) 承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、本件は承認とします。 つぎに 4 ページです。議案第 2 号および議案第 3 号は、耕作の事業に従事する二親等以内の親族で、農地法上同一世帯のため、一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号および第 4 号は農地法上の同一世帯のため、一括して報告いたします。 議案第 2 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。 令和 7 年 9 月 18 日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別

措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、被相続人等について説明】

続いて、6ページをお願いします。

議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和7年9月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、被相続人等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

本日、田中聖晃委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局

令和7年10月1日に、田中聖晃委員と事務局1名で現地調査に行ってきました。

まず、議案第2号の案件につきまして報告いたします。

(1)の畑では、クリ、ウメ、ナツミカン等の果樹が植えられておりました。(2)の畑では、以前はミカンの木があったそうですが、現状は伐採をしており、下草が伸びないように管理を行っているとのことで、こちらの畑は今後貸借を検討しているとのことでした。収穫したものは全て自家消費とのことでした。境界は全て確認できしており、委員からは問題ないと伺っております。

続きまして、議案第3号案件につきまして報告いたします。

(1)(2)の畑は、北側と東側が特別養護老人ホームに接しております。また、敷地内の一部白抜きになっているところは、申請者の自宅、農業用倉庫および駐車場として利用されております。現在はレモン、イチジク、ミカンが植わっておりまして、収穫後は自家消費とのことでした。境界は全て確認が取れており、委員からは問題

	ないと伺っております。事務局からの報告は以上となります。よろしく申し上げます。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。
渡邊仁委員	議案第2号の(2)の畑について、接道はどうなっていますか。
事務局	この畑の南側にも別の方の生産緑地があり、(2)の畑自体は接道がない状況となっております。ただ、生産緑地地区としては、一体的に地区指定されているため、所有者は異なるものの、一体として接道要件が満たされております。また、申請者が畑に入る際には、南側の畑を通っており、その所有者からは利用の承認を得て使用している状況となります。
尾崎賀一会長	他にございますか。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。
	つぎに8ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年9月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】

	事務局からは以上です。
尾崎 賀 一 会 長	本日、田中聖晃委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。
事 務 所	令和7年9月18日に、田中聖晃委員と事務局1名で現地調査に行ってきました。 こちらの畑は、南側は宅地に面しており、その他の周りは道路に囲まれており、フェンスで区切られていました。現地では、カキが30本ほど植わっておりました。販売については、庭先直売とのことでした。境界については全て確認できており、委員からは問題ないと伺っております。事務局からの報告は以上となります。よろしくをお願いします。
尾崎 賀 一 会 長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに10ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 所	議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年9月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。

尾崎賀一会長	本日、田中聖晃委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。
事務局	令和7年9月18日に、田中聖晃委員と事務局1名で現地調査に行ってきました。 まず、本件の申請者は練馬区外に在住しており、以前は区外の生産緑地で納税猶予を受けておりました。しかし、その納税猶予地が自治体の道路収用事業の計画線に一部かかっていたため、納税猶予の部分を練馬区内に所有する生産緑地へ付け替えた経緯がございます。 この畑は、北側の申請者が所有する他の生産緑地と一体となって管理されておりました。作物は、クリ、カキ等の果樹や、ネギ、アイ等の露地野菜も作付けされておりました。収穫したものは自家消費しているとのことでした。境界については全て確認できており、委員からは問題ないと伺っております。事務局からの報告は以上となります。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに12ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年9月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認した

ので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 本日、田中聖晃委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 令和7年9月18日に、田中聖晃委員と事務局1名と現地調査に行ってきました。

まず、こちら畑はハウスが6棟建っており、そのハウス内でナス、コマツナ、トマト等が作付けされておりました。畑の周囲は宅地に囲まれており、南側の一部は申請者が所有する別の生産緑地と隣接をしておりました。境界は1か所確認が取れなかったことがありましたので、委員から明示を依頼していただいております。販売先は全て庭先直売とのことでした。委員からは問題ないと伺っております。事務局からは以上です。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和7年9月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認した

	ので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一 会長	本日、田中聖晃委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。
事務局	令和7年9月18日に、田中聖晃委員と事務局1名で現地調査に行ってきました。 こちらの畑は、北側は放射7号線と、南側は所有者が異なる宅地化農地と接しており、その他は宅地に囲まれておりました。現地では、クリ、サツマイモ、ネギ等が植わっておりました。境界は2か所ほど確認ができなかったところがあり、委員から明示の依頼をしていただきました。また、一部草丈が高いところがありましたので、管理についても委員から指導をしていただいております。その他は特に問題ないと伺っております。事務局からは以上です。よろしくお願いします。
尾崎賀一 会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに16ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和7年9月25日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎 賀一 会長 それでは、荘埜晃一委員お願いします。

荘 埜 晃 一 委 員 令和7年9月25日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

まず（１）～（３）の畑は、南側に自宅があり、西側が宅地、北側と西側は本人所有の別の生産緑地となっております。こちらはネットフェンスで仕切られたブルーベリーが2区画分あり、200本ほど栽培されているとのことでした。畑の全体が斜面になっており、一部で境界の杭が泥に隠れていたため、次回までにわかるようにしていただくよう依頼しました。販路につきましては、JA直売所と摘み取りとのことでした。

次に（４）の畑は、東側にブルーベリーが30本ほど、レモンが3本、西側にイチジクが10本植わっておりました。こちらの販路については、自家消費とJA直売所とのことでした。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎 賀一 会長 質問などございましたら、お願いします。

（発言なし）

本件承認としてよろしいでしょうか。

（異議なしとの発言あり）

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局	「東京都市計画生産緑地地区の変更について」です。 令和7年9月30日付け練都第580号にて練馬区長から通知があったので、下記のとおり報告する。 【名称、告示などについて説明】 事務局からは以上です。
尾 崎 賀 一 会 長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。 つぎに24ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事 務 局	「特定農地貸付に係る変更について」です。 令和7年9月22日付けで特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項に基づき報告書が提出されたので下記のとおり報告する。本件は、練馬区区民農園の継続に伴う申請です。 【申請者、申請理由等について説明】 事務局からは以上です。
尾 崎 賀 一 会 長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。 つぎに44ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「練馬区農業委員会後援名義等使用承認について」です。

令和7年9月16日付けで東京あおば農業協同組合代表理事組合長から申請のあった練馬区農業委員会後援名義等の使用について、練馬区農業委員会後援名義等使用承認取扱要綱に基づき農業委員会事務局長の専決により承認を行ったので、下記のとおり報告する。

【名義の種類、事業主体、事業名等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに46ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地のあっせんについて」です。

練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため下記のとおり報告する。

【物件地番・地積、所有者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに48ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。
令和7年9月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

（発言なし）

それでは、よろしくお願いします。

1枚目の次第をお願いします。

次第3その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

尾崎賀一会長 委員の皆さまからは何かありますか。

（発言なし）

それでは、以上で第27回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人